

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件
○保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨通知があった件

福島県企業局

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局

○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県教育委員会

○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十一年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行福島卸支店の項中「株式会社東邦銀行福島卸支店」を「株式会社東邦銀行北福島支店」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年二月二十一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月十八日から同年三月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

今回の新店舗建設による騒音指定施設等の設置は無く、旧店舗に設置してある騒音指定施設は全て廃止することとなるため、廃止した日から三十日以内に廃止届出が必要となるので、いわき市環境監視センターに相談の上、適切に届出すること。今後、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に定める特定施設等を設置する場合は、規制基準を下回るよう騒音防止対策を講じること。

また、荷さばき時には大きな音が発生しないように作業を実施するなど、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 廃棄物に係る事項等

(一) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第十二条第四項の規定に基づく委託基準に従い、契約書に次に掲げる事項を記載するとともに、法第十二条の三の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付すること。

(1) 委託料金

(2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

(3) 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

(4) 中間処理又は再生を委託するときは、中間処理又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

(5) 最終処分を委託するときは、最終処分所在地、方法及び施設の処理能力

(二) 産業廃棄物の保管について
産業廃棄物を保管する場合は、法第十二条第二項の規定に基づく保管基準に従

い、保管場所の見やすい箇所に、次の事項を記載した表示（縦×横それぞれ六十センチメートル以上）を行うこと。

- (1) 産業廃棄物の保管場所である旨
 - (2) 保管する産業廃棄物の種類
 - (3) 保管場所の管理者氏名及び連絡先
- なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設に保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分して保管すること。

3 その他
 周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努められること。
 当該地区は常磐線四ツ倉駅に近接し、周辺の道路は通勤・通学路として利用されていることから、工事車両等の通行に際しては、十分な安全対策を講ずること。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十三年二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 東白川郡塙町大字湯岐字関場三四の一、大字真名畑字鎌田一五の一、一五の二、一七の一、一七の二、四五、大字植田字南沢一六三、一六四、一六八、一七〇、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二、字堀ノ内五、七、八
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 大字湯岐字関場三四の一（次の図に示す部分に限る。）、大字植田字南沢一六四、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成23年 2月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
 別表第4の2の表中「福島鉦町支店」を「北福島支店」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 2月21日から施行する。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成23年 2月18日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
 別表第5の3の表中「株式会社東邦銀行福島鉦町支店」を「株式会社東邦銀行北福島支店」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 2月21日から施行する。

（病院総務課）

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

別表第一福島県立福島北高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立福島東高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立福島南高等学校の項中

国際文化科

二四〇人

を

国際文化科

二〇〇人

に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立梁川高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中

情報システム科

二四〇人

を

情報システム科

二〇〇人

に改め、同表福島県立安達東高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、

同表福島県立郡山商業高等学校の項中

国際経済科

二四〇人

を

国際経

済科

二〇〇人

に改め、同表福島県立あさか開成高等学校の項中「二六四〇人」を「二六〇〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」

に改め、同表福島県立白河実業高等学校の項中

情報ビジネス

二二〇人

を

情報ビジネス

二二〇人

に改め、同表福島県立修明高等学校の項中

文理

普通

科	八〇人
科	一六〇人

を

文理科

二四〇人

に、

食品加工科
食品科学科
商業科
経営ビジネス
情報処理科
情報マネジ
メント科

に改め、同表福島県立石川高等学

四〇人
八〇人
四〇人
八〇人
四〇人
八〇人

を

食品科学科	二二〇人
経営ビジネス	二二〇人
情報マネジ	二二〇人
メント科	二二〇人

校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立田村高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立船引高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「八四〇人」を「八〇〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に、同表福島県立津農林高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立会津農林高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福

島県立会津農林高等学校の項中

生活経営科

二二〇人

を

生活経営科

八〇人

に改め、同表福島県立田島高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」

に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中

流通ビジネス科

二四〇人

を

流通ビジネス科

二〇〇人

に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「八四〇人」

を「八〇〇人」に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立浪江高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立相馬東高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改める。

附 則

別表第二福島県立富岡高等学校川内校の項を削る。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)